

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月30日

京都市会議長 小林 正明

京都市会規則第1号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第128条を第129条とする。

第17章を第18章とする。

第16章中第127条を第128条とする。

第16章を第17章とし、第15章の次に次の1章を加える。

第16章 協議又は調整を行うための場

第127条 法第100条第12項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次の表に定めるところにより設ける。

名称	目的	構成員	招集権者
市会改革推進委員会	市会改革に関する協議又は調整を行うこと。	議長が指名する議員	市会改革推進委員会委員長

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)